

令和8年7月15日提出

有資格業者の指名停止を行いました

標記について、次のとおりお知らせします。

日 時	令和8年7月16日(木) ～ 令和8年8月15日(土)											
場 所	－											
内 容	諫早市は有資格業者を下記のとおり指名停止としました。 記 <table><tr><td>指名停止業者</td><td colspan="2">【登録部門:建設工事・物品等】 富士通Japan株式会社 代表取締役社長 國分 出 神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5</td></tr><tr><td>指名停止期間</td><td colspan="2">1か月</td></tr><tr><td>指名停止の理由</td><td colspan="2">富士通 Japan(株)の元社員が、富士通株式会社が管理する営業秘密を不正に複製し持ち出したことにより、令和8年5月12日に不正競争防止法違反(営業秘密領得)の容疑で埼玉県警に逮捕され、同年6月1日罰金30万円の略式命令を受けたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第9号(不正又は不誠実な行為)」該当 諫早市物品調達等入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第8号(不正又は不誠実な行為)」該当</td></tr></table>			指名停止業者	【登録部門:建設工事・物品等】 富士通Japan株式会社 代表取締役社長 國分 出 神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5		指名停止期間	1か月		指名停止の理由	富士通 Japan(株)の元社員が、富士通株式会社が管理する営業秘密を不正に複製し持ち出したことにより、令和8年5月12日に不正競争防止法違反(営業秘密領得)の容疑で埼玉県警に逮捕され、同年6月1日罰金30万円の略式命令を受けたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第9号(不正又は不誠実な行為)」該当 諫早市物品調達等入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第8号(不正又は不誠実な行為)」該当	
指名停止業者	【登録部門:建設工事・物品等】 富士通Japan株式会社 代表取締役社長 國分 出 神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5											
指名停止期間	1か月											
指名停止の理由	富士通 Japan(株)の元社員が、富士通株式会社が管理する営業秘密を不正に複製し持ち出したことにより、令和8年5月12日に不正競争防止法違反(営業秘密領得)の容疑で埼玉県警に逮捕され、同年6月1日罰金30万円の略式命令を受けたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第9号(不正又は不誠実な行為)」該当 諫早市物品調達等入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第8号(不正又は不誠実な行為)」該当											
イベントの場合	①開催の PR 希望 / ②当日の取材希望 / ①②両方希望											
問い合わせ先	諫早市 企画財務部 契約課 担当:本田、川内、西山 電話番号:0957-22-1500(内線3681) E-mail: keiyaku@city.isahaya.nagasaki.jp											
担当課	同上											
備 考 (記事解禁日等)												